

三番瀬「評価委員会」運営要領（案）

平成17年4月27日

三番瀬再生会議

（目的）

第1条 この要領は、「三番瀬再生会議」設置要綱第7条の規定に基づき、三番瀬「評価委員会」（以下、「評価委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第2条 評価委員会の委員は、別表に掲げる分野の学識経験者で、三番瀬再生会議の委員等により構成する。

（座長）

第3条 評価委員会に座長を1名置く。
2 座長は、委員の中から会長が指名する。

（会議）

第4条 評価委員会の会議は、必要に応じて座長が招集し、座長が会議の議長となる。
2 座長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
3 評価委員会の結論は、委員の合意に基づき座長が判断する。
4 座長は、会議参加者の意見やインターネット等を用いた県民の意見を聞くように努めるものとする。
5 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

（補則）

第5条 この要領に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、座長が評価委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から適用する。

別 表

構 成 分 野	定 数
1 都市計画	1 2 名以内
2 海洋環境	
3 鳥類	
4 環境アセスメント	
5 水環境	
6 底生生物	
7 水生生物	
8 海岸工学	
9 漁業	
10 景観	